契約書
重要事項説明書

医療法人　琴生会

大石共立病院　通所リハビリテーション

医療法人 琴生会
大石共立病院

令和 8.10.1 更新

契　約　書

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）

様（以下、「利用者」という）と大石共立病院　通所リハビリテーション（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリ」という）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第２条　この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

２　契約満了日の７日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとします。

（通所リハビリ計画）

第３条　事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「通所リハビリ計画」を作成します。事業者は、この「通所リハビリ計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

（通所リハビリの提供場所・内容）

第４条　通所リハビリの提供場所は大石共立病院です。所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。

２　事業者は、第３条に定めた「通所リハビリ計画」に沿って通所リハビリを提供します。事業者は、通所リハビリの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。

３　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービスの提供の記録）

第５条　事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後５年間保管します。

２　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録を閲覧できます。

３　利用者は、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

（利用者負担金及びその変更）

第６条　利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付けて、翌月１１日までに利用者に通知します。

３　利用者は、当月の料金を翌月２７日までに（銀行振込・現金集金）で支払います。

４　事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

５　利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。 その際には、事業所は利用者に事前に説明します。

6　事業所は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

7　事業所が、前項の利用料の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変 更予定日の１ヵ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

（サービスの中止）

第７条　利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後５時まで（前日が日曜日または祝日の場合は、その前日の午後５時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

２　事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所リハビリの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

（契約の終了）

第８条　利用者は事業者に対して、１週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が１週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

２　事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヵ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

３　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②事業者が守秘義務に反した場合

③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④事業者が破産した場合

４　次の事業に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。

①利用者のサービス料金の支払いが３ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日以内に支払われない場合

②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、３ヵ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

③利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

５　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第９条　事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（賠償責任）

第１０条　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第１１条　事業者は、現に通所リハビリの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに必要な措置を講じます。

（連携）

第１２条　事業者は、通所リハビリの提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉

サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2　事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第８条第２項または第４項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

（相談・苦情対応）

第１３条　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（本契約に定めのない事項）

第１４条　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第１５条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

[利用者]

住　所……

氏　名……印

[利用者代理人（選任した場合）]

住　所……

氏　名……印

[事業者]

住　　所　長崎県長崎市琴海村松町 246 番地

法 人 名　医療法人 琴生会

事業所名　大石共立病院 通所リハビリテーション(事業所番号 4271101620)

管 理 者　梶山 勇二　　印

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

重 要 事 項 説 明 書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている(介護予防)通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 琴生会
代表者氏名	理事長 梶山 勇二
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	長崎県長崎市琴海村松町 246 番地 電話:095-884-1111 FAX:095-884-2527
法人設立年月日	平成 11 年 3 月 25 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	大石共立病院 通所リハビリテーション		
介護保険指定事業所番号	4271101620		
事業所所在地	長崎県長崎市琴海村松町 246 番地		
連絡先 相談担当者名	電話:095-884-1111 FAX:095-884-2527 富﨑・松尾		
事業所の通常の事業の実施地域	長崎市(旧琴海町、三重地区)、時津町、西海市西彼町		
利用定員	30 人	通所リハ室	113.6 ㎡

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、(介護予防)通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	1 要介護状態または要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6 介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7 の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
営　業　時　間	8:30 ～ 17:30

(4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
サービス提供時間	□ 9:45 ～ 16:00　□ 9:45 ～ 13:00

(5)事業所の職員体制

職	人員数
管理者(医師)	1 名
理学療法士	1 名以上（常勤 1 名以上）
看護職員	1 名以上（常勤 1 名以上）
介護職員	4 名以上（常勤 4 名以上）

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2)通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

① 利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
② 利用料は契約書別紙に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額とします。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② 食事の提供に要する費用	550 円／日
③ おむつ代	55 円～150 円(1 枚当り)
④ その他	本人に負担されることが適当と認められるもの･･･実費
⑤ キャンセル料	ご利用者様のご都合で通所リハビリテーションの利用をお休みされる場合、下記のキャンセル料がかかります。但し、ご利用者様の病状の急病や入院等の場合にはキャンセル料はご請求いたしませんので、担当者にご相談下さい。 ① ご利用日の 5 日前までのご連絡の場合:キャンセル料は不要です。 ② ご利用日の 4 日前までから当日、または無連絡:食事代相当額

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 通所リハビリテーションの提供に伴う利用料の詳細については、別紙「通所リハビリテーション料金表」に記載いたします。 ウ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 11 日までに利用者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 ヵ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 健康上の理由による中止

（1）風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

（2）当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。

（3）ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

7 サービス利用に当たっての留意事項

利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

（1）利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

（2）利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしないでください。

（3）利用者は運動に適した服（Tシャツ、ズボンなど）を着用し、また滑り止めがついた底面が平らな上履きをお履きください。

（4）利用者は、サービス利用にあたり、多額の現金、通帳、印鑑、その他の貴金属等の貴重品の持ち込みはお控えください。利用者が現金や貴重品を持参し、万一これらを紛失・破損・盗難された場合、当事業所は原則としてその補償の責任を負わないものとします。

（5）所持品を持ち込まれる場合は、必ずご記名をお願いいたします。紛失・破損について、当事業所の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いかねます。

（6）事業所内の食事は、栄養状態の管理もサービス内容に含まれるため、特段の事情がない限り当事業所が提供する食事をお召し上がりいただきます。食事の持ち込みはお断りしています。

（7）送迎中の途中下車はお断りしています。

（8）大声を出す、乱暴な言動をとるなど、他の利用者や職員に迷惑となる行為はお控えください。

（9）他の利用者と気持ちよく過ごしていただくため、営利目的の勧誘、宗教・政治活動等を禁止いたします。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名　　続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策について

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

(1)消火、通報及び避難の訓練(年2回)
(2)消防設備、施設等の点検及び整備
(3)従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
(4)その他防火管理上必要な業務

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1)提供した(介護予防)通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2)苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	担当者　富﨑・松尾 電話番号 095-884-1111 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
【市役所(保険者)の窓口】	長崎市市民局 福祉部 高齢者すこやか支援課 電話番号 095-829-1146
【公的団体の窓口】	長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 095-826-1599

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護職員・富﨑

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 衛生管理等

(1)(介護予防)通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

（3）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 業務継続計画の策定等について

（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

上記内容について利用者に対し契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者	所在地	長崎市琴海村松町 246 番地
	法人名	医療法人 琴生会
	代表者名	理事長　梶山 勇二　　印
	事業所名	大石共立病院 通所リハビリテーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人（選任する場合）	住所	
	氏名	印

【別紙】

通所リハビリテーション料金表

2026.6.1更新

1.介護予防通所リハビリテーション

			12ヶ月超	
介護区分	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
リハビリテーション費	2,268	4,228	2,268	4,228
12ヵ月超			-120	-240
科学的介護推進体制加算	40	40	40	40
処遇改善加算Ⅲ（8.3%）	188	351	178	331
単位計	2,496	4,619	2,366	4,359
費用	25,384	46,975	24,062	44,331
1割負担(1ヵ月)	2,539	4,698	2,407	4,434

※上記は、地位区分別単位の単価〔7級地:10.17円〕にて表記しております。

2.通所リハビリテーション

	6-7h					3-4h				
介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
リハビリテーション費	715	850	981	1,137	1,290	486	565	643	743	842
リハビリテーション提供体制加算	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12
入浴介助加算Ⅰ	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
処遇改善加算Ⅲ（8.3%）	65	76	87	100	112	45	51	58	66	74
計	884	1,030	1,172	1,341	1,506	623	708	793	901	1,008
費用	8,990	10,475	11,919	13,637	15,316	6,335	7,200	8,064	9,163	10,251
1割負担(1日)	899	1,048	1,192	1,364	1,532	634	720	807	917	1,026

※上記は、地位区分別単位の単価〔7級地:10.17円〕にて表記しております。

＜入浴なし＞	6-7h					3-4h				
介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
リハビリテーション費	715	850	981	1,137	1,290	486	565	643	743	842
リハビリテーション提供体制加算	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12
入浴介助加算Ⅰ										
科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
処遇改善加算Ⅲ（8.3%）	61	73	83	96	109	41	48	54	63	71
計	840	987	1,128	1,297	1,463	579	665	749	858	965
費用	8,542	10,037	11,471	13,190	14,878	5,888	6,763	7,617	8,725	9,814
1割負担(1日)	855	1,004	1,148	1,319	1,488	589	677	762	873	982

※上記は、地位区分別単位の単価〔7級地:10.17円〕にて表記しております。

3.介護給付及び介護予防給付の対象とならない費用

（1）食費(1日):550円

（2）利用限度額を超えた利用料

やむを得ず前項に示した範囲を超えるサービスの提供があった場合は、その分を厚生労働大臣が定める基準を基にしたものを利用者の実費負担とします。

（3）その他の費用

上記以外に料金が発生する場合は、別途に相談を致します。